



2024年5月9日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 小河 義美
(コード番号 4202 東証 プライム市場)
問合せ先 執行役員
事業支援本部副本部長 (兼)
事業支援本部
I R広報グループリーダー

廣川 正彦

(TEL 03 6711-8121)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて決議し、本制度の改定に関する議案を2024年6月21日開催予定の第158回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の目的

当社は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、対象取締役に、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、本制度を導入しております。

この度当社は、主として、当社の連結業績において大きなウェイトを占める子会社であるポリプラスチックス株式会社の経営層を新たに本制度の対象とすることにより、株主の皆様と当社グループの経営を担う役員とがこれまで以上に当社連結業績に対する利害を共有し、かつ、同社役員の当社グループ全体に対する企業価値向上への貢献意欲を一層引き出すことや、両社間での人材交流の活発化等を目的として、本制度の内容を一部改定することといたしました。

2. 本制度の改定の概要

当社はこの度、上記目的に則した本制度の運用のために必要となる改定として、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）を柔軟に定めることができる内容とする本制度の一部改定を実施することといたしました。

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、在任条件について、「当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問または参与その他これらに準ずる地位」から「当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。かかる変更により、対象取締役が当社グループ内で異動した場合に、在任条件に抵触することなく、対象取締役が、譲渡制限付株式を継続保有することを可能とする柔軟な設計が可能となります。なお、本議案をご承認いただいた場合には、本制度に基づき対象取締役に既に付与済みの譲渡制限付株式の在任条件についても、同様の変更をする予定です。

また、本株主総会において本制度の改定に関する議案が承認されることを条件に、当社の一部の子会社（当面ポリプラスチックス株式会社を対象としますが、将来的にはこれに限りません）の取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対しても、改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定で

す。

3. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2018年5月10日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上